

# 重要事項説明書（通所介護・予防専門型通所サービス）

当事業所はご契約者に対して通所介護サービス・予防専門型通所サービスを提供します。サービス提供開始に当たって、事業所の概要や提供されるサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいちデイサービス昭和
所在地	名古屋市昭和区御器所2丁目6-22 天池ビル1階
介護保険指定事業所番号	2370700532
電話番号（代表）	052-693-8088
FAX	052-881-1677
管理者	今村 広伸
サービス提供地域	名古屋市昭和区、および千種区、瑞穂区、中区

## 2. 生活協同組合 コープあいちの概要

事業所名称	生活協同組合コープあいち
主たる事務所の所在地	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
法人種別	消費生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
電話番号（代表）	052-703-1501

## 3. 事業所の職員体制等（2025年5月1日現在）

職種	人員
管理者	1名（常勤、生活相談員兼務）
生活相談員	1名以上
看護師	1名以上（機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員	1名以上（看護師兼務）
介護職員	3名以上

#### 4. 営業時間

営業日	営業時間
月～土曜日営業 年末年始休日：12月30日～1月3日	午前8時45分～午後5時15分

#### 5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者的心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助・支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(2) 利用者的心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

#### 6. サービスの内容

- (1) 「通所介護・予防専門型通所サービス」は、事業者が運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行なうサービスです。
- (2) 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。
- (3) サービス提供に当たっては、別添の「通所介護計画書」又は個別計画書に沿って提供します。

＜サービス提供の施設＞

施設所在地	名古屋市昭和区御器所2丁目6-22 天池ビル1階
施設名	コープあいちデイサービス昭和
電話番号	052-693-8088

＜ご利用時間・曜日等について＞

サービス提供日	月～土 (年末年始休日 12月30日～1月3日)
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分

7. サービス提供の記録等

- (1) 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「通所介護記録書」「個別計画書」等の書面に必要事項を記入し、記録する事とします。
- (2) 事業者は、「通所介護記録書」等の記録を作成したあと、5年間はこれを適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または、実費負担によりその写しを交付します。

8. サービス提供の責任者

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

管理者 氏名：今村 広伸 連絡先（電話）052-693-8088

## 9. 利用料金と利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

### \*利用者負担は自己負担割合に応じた額

①予防専門型通所サービス介護料金（要支援1・2・事業対象者の方）

	利用者負担 1ヶ月分		
	要支援1 事業対象者	要支援2 (週1回程度)	要支援2
通所型独自サービス費	1, 798	1, 798	3, 621
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ		24	48
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算		40	40

②介護給付通所介護料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	658	777	900	1, 023	1, 148
※入浴介助加算(I)	40	40	40	40	40
※入浴介助加算(II)	55	55	55	55	55
個別機能訓練加算I(イ)	56	56	56	56	56
個別機能訓練加算II(月)	20	20	20	20	20
サービス提供体制強化加算I	(22)	(22)	(22)	(22)	(22)
科学的介護推進体制加算(月)	40	40	40	40	40

※入浴介助加算(I)、(II)はどちらかのみ算定

※合計金額には地域加算(1単位:10.68円)、処遇改善加算I(9.2%)が含まれます。

### ③その他利用者負担料金

	昼食代 (おやつ代込)	リハビリ パンツ代	パット代	洗濯代	レク企画
利用者 負担料金	690円	150円	50円	200円	実費

\* 自立支援のための各種企画を準備していますが、有料の企画(利用者負担)  
もあります。事前にご説明し、合意を得てご参加いただきます。

### 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。  
(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)  
ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。  
\*利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関  
口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確  
認ください)

### 10. 秘密保持

(1) 事業者、生活相談員、及び事業者の使用する者、看護師、送迎スタッフ等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。

## 11. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 連絡先（電話）052-693-8088
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。前日 17:00 以降又は当日キャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は利用者負担金の支払いと合わせてお支払いいただきます。

キャンセル内容	キャンセル料	備考
ご利用前日の 17:00 以降 (月曜日の方は土曜日の 17:00 以降)	1回 690円	昼食（おやつ代）

## 12. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

＜相談時間 午前8時45分～午後5時15分＞

生活協同組合・コープあいち デイサービス昭和 管理者 今村 広伸	電話 052-693-8088 FAX 052-881-1677
-------------------------------------	-------------------------------------

\*サービスについて御相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

○ 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
名古屋市 介護保険課	052-972-2591
愛知県 高齢福祉課	052-954-6288
愛知国民健康保険団体連合会	052-971-4165

### 13. 事故発生時の対応

- 家族、主治医、介護支援専門員などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいづ福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

### 14. 第三者評価の実施状況

- 当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

### 15. 虐待の防止

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 (管理者・今村 広伸)
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

## 16. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

## 17. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウィルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

## 18. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があつた際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと  
(尊厳や人格を傷つけるような行為)
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

## 19. その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは一切ご遠慮させていただきます。また、飲食のご持参や利用者同士の贈り物は一切ご遠慮下さい。
- (2) 施設ご利用の際ご持参いただくものは別途ご説明いたします。

## 20. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧で  
きることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

